

# 令和 2 年度第 2 回京都市自転車政策審議会

# 報告資料

# (報告) 放置自転車の撤去保管料の改正について



- 放置自転車の撤去，保管に要した費用については，法律（※1）及び昭和59年6月の京都市交通環境整備委員会（※2）からの提言に基づき，放置した方の実費負担として徴収することが原則であるが，1台当たりの経費4,717円（令和元年度）に対して，現在の撤去保管料は2,300円となっている。（不足分は，税金（一般財源）による補填）

※1 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的な推進に関する法律

※2 昭和58年度に市長の委嘱により発足。学識経験者，交通関係業界，京都市で構成

## 近年の状況

- ・ 放置状況が大規模集中型から小規模分散型に変化し，撤去箇所数が増加
  - ・ 放置自転車の減少に伴い，撤去台数が減少
- 撤去効率の悪化

1台当たりの撤去保管経費の上昇

経費の節減に取り組んできた

- ・ 保管所の縮小
- ・ 撤去保管業務の全面民間委託

- 令和3年度に，撤去保管業務のこれまで以上の見直し（撤去体制の縮小，保管所の縮小）を行い，1台当たりの経費を約3,500円まで削減するとともに，放置した方による実費負担の原則に基づき，撤去保管料を3,500円に改正するよう，現在，令和3年2月市会に京都市自転車等放置防止条例の改正案を提出している。